

富士・東部広域環境事務組合監査計画

1. 基本方針

富士・東部広域環境事務組合で実施している監査対象に係る内部統制の状況やリスクの重要度を考慮したうえで、効果的かつ効率的に監査等を実施します。

監査等の実施に当たっては、公正で合理的かつ効率的に行われているかを確認することにより、組合の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって組合の行財政運営への信頼確保に資するよう努めます。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、組合の行財政運営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べます。

2. 実施予定の監査等の種類及び着眼点

(1) 例月出納検査

現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証すると共に、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

検査の実施については、毎年度4月、7月、10月、1月に検査を実施するものとする。

(2) 決算審査

決算及び証書類等の計数の正確性を検証すると共に、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(3) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものとなっているか確認すると共に、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査します。

(4) 定例監査

財務に関する事務の執行及びに経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施します。

(5) 隨時監査

監査委員が必要と認めた時。

3. 監査等の実施予定期間

監査等の種類	実施期間
(1) 例月出納検査	4月、7月、10月、1月
(2) 決算審査	7月

(3)基金運用狀況審查	7月
(4)定例監查	10月
(5)隨時監查	隨時